

議案第 36 号

三芳町都市計画事業基金条例

三芳町都市計画事業基金条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づいて行う土地区画整理事業の財源に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定により、本条例を制定したく、提案するものである。

三芳町都市計画事業基金条例

（設置の目的）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業の財源に充てるため、三芳町都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、一般会計予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 町長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を予算に計上して処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。